

# TaxFlash



## タックス・アムネ스티の詳細が明らかに

2016 年 6 月 28 日、長きにわたり待ち望まれたタックス・アムネ스티法 (Tax Amnesty Law) がついにインドネシア議会で承認され、その制定日から効力を生じました。

同法には各方面で異論がありますが、このような法整備の背景には納税者のオフショア資産をインドネシアに送還することで経済の成長と再編を加速させるとともに、より広い課税基盤に基づいた公正な税制改革を前進させ、特に国家の発展に不可欠な税収を増加させる意図があります。

タックス・アムネ스티法の重要ポイントは以下のとおりです。

### 定義

インドネシアにおけるタックス・アムネ스티は、未払税金、行政処分、及び税務上の犯罪行為の処罰を免除する制度であり、タックス・アムネ스티法で規定される租税特赦のための納付金 (以下「Redemption Money (Uang Tebusan)」) を納めることでその適用が承認されます。

タックス・アムネ스티は、納税者がタックス・アムネ스티用の資産申告書 (Surat Pernyataan Harta untuk Pengampunan Pajak、以下「SPHPP」) に基づく資産の申告を通じた、納税者の直近の会計年度 (2015 年 1 月 1 日から 12 月 31 日に終了した会計期間) までに未払いとなっている税金または完全に解決していない納税義務について、適用が認められます。タックス・アムネ스티の範囲には所得税、付加価値税 (VAT) および奢侈品税 (LST) が含まれます。

### 適用の可否

検察 (Kejaksaan) により案件調査の完了の宣言を受けた納税者、または法廷において審理中の納税者、あるいは税務上の犯罪行為に対する刑事罰を受けている納税者を除き、全ての納税者がタックス・アムネ스티を適用する資格があります。

## 未申告資産の範囲

タックス・アムネ스티は SPHPP にて申告された純資産額(資産から負債を引いた額)に基づき承認され、当該申告ではインドネシア国内外に所在する純資産の金額を記載しなければなりません。負債には、資産の取得に使用された全ての負債の元本が網羅されます。

SPHPP にて申告される資産と負債は以下の各ケースにおいて、それに対応するいずれかの要件を満たす必要があります。

純資産	申告時の使用通貨
直近*の年次所得税申告書 (AITR)にて既に申告されているケース	<ul style="list-style-type: none"> <li>直近の AITR でルピアを使用した場合は、同様にルピアとする。または、</li> <li>米ドルで記帳している場合、直近の AITR の計算で使用した財務大臣外国為替レート(MoF レート)を用いてルピアに換算する。</li> </ul>
直近の AITR に申告されていない追加の資産と負債があるケース	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金資産の額面価額、または直近の会計年度末現在の非現金資産の公正価値をルピアで記載。または、</li> <li>外国通貨の場合、直近の会計年度末現在の MoF レートを用いてルピアに換算した現金資産の額面価額または非現金資産の公正価値を記載。</li> </ul>

\*直近の会計年度は以下のとおりに定義されます。

- 2015 年 7 月 1 日～2015 年 12 月 31 日の間に終了した会計年度の場合→2015 年
- 2015 年 1 月 1 日～2015 年 6 月 30 日の間に終了した会計年度の場合→2014 年

## Redemption Money のレートと徴収基準

一般納税者	SPHPP 提出期間に基づく Redemption Money レート		
	2016 年 7 月～9 月	2016 年 10 月～12 月	2017 年 1 月～3 月
オフショア資産の申告(当該資産がインドネシアに送還されない場合)	4%	6%	10%
オフショア資産の申告(当該資産がインドネシアに送還され、かつ最低でも 3 年間インドネシア国内で投資される場合)	2%	3%	5%
オンショア資産の申告(当該資産がインドネシア国内で最低でも 3 年間保有される場合)	2%	3%	5%

### 2015 年 12 月 31 日現在、売上が 48 億ルピア以下の納税者

100 億ルピア以下の資産の申告	0.5%
100 億ルピアを超える資産の申告	2%

Redemption Money の徴収基準は直近の AITR にて完全に申告されていない純資産価値 (NAV) に基づき計算されます。

Redemption Money の徴収基準の計算に関して、負債の価額は以下のとおりに制限されます。

- 法人納税者の場合、追加資産の価額の 75%
- 個人納税者の場合、追加資産の価額の 50%

## 適用手続

### 適用要件

タックス・アムネ스티の適用要件は以下のとおりです。

- a) 納税者番号 (*Nomor Pokok Wajib Pajak*) を持っていること。
- b) Redemption Money の納付が済んでいること。
- c) 未決済の全ての租税債務 (*Tunggakan Pajak*) の支払いが済んでいること。
- d) 未納税金または誤って還付された税金の納付が済んでいること(予備的調査および/または査察を受けている納税者の場合)。
- e) 最新の AITR を提出していること。
- f) 納税者の税務業務に関連する以下のいずれかの継続中の法的手続が取り消されていること。
  - 過払税金の還付
  - 未払税金の元本が明記された税務査定書または税務追徴書における行政処分の減額または取消
  - 誤った税務査定金額の減額または取消
  - 税務上の異議申立
  - 税務査定書および税務決定書の修正
  - 税務上の控訴
  - 税務訴訟
  - 司法審査

オフショア資産をインドネシアに送還する予定の納税者は、以下の期限を厳守しなければなりません。

- a) 2%~3%の Redemption Money レートを用いる納税者の場合→2016年12月31日
- b) 5%の Redemption Money レートを用いる納税者の場合→2017年3月31日

オンショア資産を申告した納税者については、タックス・アムネ스티承認書 (*Surat Keterangan Pengampunan Pajak*、以下「SKPP」) の発行から3年間は当該資産をインドネシア国外に移転することはできません。

納税者は SPHPP に自身の納税者番号、資産、負債、NAV、および Redemption Money の計算の詳細を記載し、以下の資料を添付しなければなりません。

- a) Redemption Money の納付書 (*Surat Setoran Pajak* の様式であること)
- b) 未決済の全ての租税債務の支払証明書
- c) 資産の一覧、並びにその保有に関連する情報(所在地、取得年度、保有証明番号)
- d) 負債の一覧、並びにその根拠資料
- e) 未払税金または誤って還付された税金の納付証明書(予備的調査および/または査察を受けている納税者の場合)
- f) 直近の AITR のコピー
- g) 上記の全ての継続中の法的手続を取り消す旨が明記された書状
- h) オフショア資産をインドネシアに送還する場合、当該資産をインドネシアに送還し、かつインドネシア国内で最低でも3年間投資する旨の声明文
- i) オンショア資産を申告する場合、SKPP の発行から最低でも3年間は当該資産をインドネシア国外に移転しない旨の声明文
- j) 前会計年度において売上が48億ルピア以下の場合、売上額に関する声明文

## 提出および承認プロセス

納税者は必要資料の提出の前に、SPHPP に添付すべき資料の記入方法に関する説明を国税総局長事務所または財務大臣が指定するその他の機関に求めることができます。その後、納税者は Redemption Money を納付し、SPHPP を添付書類とともに提出します。

納税者は署名済みの SPHPP (個人納税者の場合は本人の署名があること。法人納税者の場合は法人設立証書に明記された最高経営責任者の署名があること。もしくは当該経営責任者が署名できない場合はその代理人の署名があること。) を納税者の登記地の税務署、または財務大臣が指定するその他の機関を通じて財務大臣に提出しなければなりません。提出後は受領証が発行されます。

所轄機関が SPHPP を受理してから SKPP を発行するまでの期間において、以下の規定が定められています。

- a) 納税者は直近の会計年度末までの会計期間において、税務調査、予備的調査、および税務上の犯罪行為に対する査察の対象とはならない。
- b) 同一会計期間における全ての継続中の税務調査、予備的調査、および税務上の犯罪行為に対する査察は延期される。財務大臣が SKPP を発行した場合は、これらの法的手続は中止される。

財務大臣または所轄機関担当官は、SPHPP の受領から 10 営業日以内に SKPP を発行します。そうでない場合は、SPHPP は承認されたとみなされ、SKPP が発行されます。

## タックス・アムネ스티に関する事後申請、承認の訂正、および返金

納税者は適用可能な期間内(すなわち、2017 年 3 月 31 日まで)において、タックス・アムネ스티の事後申請を最大で 3 回まで提出することができます。2 回目または 3 回目の申請における徴収基準は、前回の申請時の徴収基準に基づきます。

SKPP に誤記や計算ミスがあれば、財務大臣はその内容を訂正する場合があります。

事後申請または訂正の結果、Redemption Money の過払いが生じた場合、SKPP の訂正または事後申請から 3 ヶ月以内にその過払金額について、返金および/またはその他の租税債務の清算への充当が行われます。

## インセンティブ

### 主要インセンティブ

SKPP を受領した納税者には以下のインセンティブの適用が可能です。

- a) 税務査定書が発行されていない直近の会計年度末までの会計期間に存在する全ての租税債務に関する未払税金、行政処分、および税務上の犯罪行為の処罰の免除
- b) 直近の会計年度末までの会計期間に存在する遅延利息と過料の形式による行政罰の免除
- c) 直近の会計年度末までの会計期間に存在する全ての租税債務に関する税務調査、予備的調査、および税務上の犯罪行為に対する査察の免除
- d) 直近の会計年度末までの会計期間に存在する全ての租税債務に関する全ての継続中の税務調査、予備的調査、および税務上の犯罪行為に対する査察の中止

### その他のインセンティブ

- a) 土地、建物および/または株式の形式による資産の所有権の内、まだ納税者の名義ではないものについては、納税者を名義人として譲渡されなければならない。このような所有権譲渡は以下のいずれかの条件に該当する場合に所得税が免除される。
  - 権利譲渡の申請が 2017 年 12 月 31 日までにに行われること。または、
  - 権利が譲渡できない場合は、当該資産が實際上、納税者の所有下にあることを記載した公正証書を 2017 年 12 月 31 日までに提出すること。
- b) SPHPP にて記載されるデータと情報は、納税者の刑事責任の追求 (*penyelidikan*)、調査 (*penyidikan*) および/または起訴 (*penuntutan*) の根拠として利用することはできない。



## 制限

タックス・アムネ스티の申請を行った納税者には以下の行為は認められません。

- a) 直近の会計年度末までの会計期間から翌会計期間に繰り越される残りの欠損金の利用
- b) 直近の会計年度末までの会計期間から翌会計期間にかけて納付された(所得税、VAT、及び LST に対する)過払税金の補償
- c) 直近の会計年度末までの会計期間における所得税、VAT、または LST の還付の請求、および/または
- d) タックス・アムネ스티法の制定後の直近の会計年度末までの会計期間における所得税、VAT、または LST 納税申告書の訂正

## 税務査定書および税務決定書

税務査定書または税務決定書(まとめて「決定」と称する)の範囲には以下が含まれます。

- a) 税務査定書
- b) 過払税金の暫定的還付に関する決定書
- c) 訂正に関する決定書
- d) 税務査定額の軽減に関する決定書
- e) 税務査定額の取消に関する決定書
- f) 異議申立決定
- g) 控訴決定
- h) 訴訟決定、および/または
- i) 司法審査決定

(上記は全て、直近の会計年度末までの会計期間を対象とする。)

SPHPP の提出後に決定が公布された場合、納税者は欠損金の補償、過払税金の補償、または税金の還付を請求することはできず、国税総局は積極的な徴収活動を行うことはできません。これに対して、SPHPP の提出前に決定が公布された場合は、納税者は欠損金の補償、過払税金の補償、または税金の還付を請求することができ、国税総局は積極的な徴収活動を行うことができます。

SPHPP の提出前に上記の様な決定が公布された場合、国税総局はこれらの決定から生じる利息を納税者に支払う法的義務を負いません。

## オフショア資産のインドネシアへの送還とインドネシア国内における投資

オフショア資産をインドネシアに送還し、かつインドネシア国内において投資を行う期限は以下のとおりに規定されます。

- a) 2%~3%の Redemption Money レートを用いる納税者の場合→2016年12月31日
- b) 5%の Redemption Money レートを用いる納税者の場合→2017年3月31日

財務大臣指定取扱銀行(perception bank)を通じて行う投資は、オフショア資産のインドネシア送還日から最低でも3年間継続されなければなりません。

当該投資は以下の形態にて行うことができます。

- a) 政府証券
- b) 国有企業(SOE)社債
- c) 国有金融公社社債
- d) 財務大臣指定取扱銀行における金融商品
- e) 金融サービス庁が取引を監督する非公開会社社債
- f) 官民共同事業を通じたインフラ投資
- g) 財務大臣令を通じて政府が設定した優先度に基づく不動産セクターへの投資、および/または
- h) その他の投資形態

納税者は以下の事項に関して財務大臣に報告書を提出しなければなりません。

- a) オフショア資産のインドネシアへの送還とインドネシア国内における投資の実現、および/または
- b) インドネシア国外に移転できないオンショア資産の配置・管理

納税者が以下の全ての事項についてその履行を怠った場合、財務大臣は警告書を発行することができ、その場合は納税者は 14 営業日以内に警告書への対応を行わなければなりません。

- a) オフショア資産をインドネシアに送還し、規定に従った投資をインドネシア国内にて期限までに実行すること。
- b) オンショア資産を最低でも 3 年間保有すること。

警告書への対応後も、納税者が上記資産の送還、投資、あるいは保有を怠ったとみなされる場合、以下の措置が適用される可能性があります。

- a) SPHPP にて申告された純資産額は 2016 会計年度の追加の所得としてみなされ、現行の税務規則に従い追徴課税と罰則の対象となる。
- b) 納付された Redemption Money は上記の未払税金の納付に充当される。
- c) 主要インセンティブは依然として適用される。

## 申請後の帳簿管理

### 資産の記録

Redemption Money の徴収基準に使用された NAV について、タックス・アムネ스티が承認された場合、帳簿管理の要件が課せられる納税者は、貸借対照表上は利益剰余金の追加金額として表示しなければなりません。

### 償却および減価償却

無形資産として SPHPP にて申告された追加の資産は税務上では償却は認められず、また有形固定資産として申告された追加の資産も税務上では減価償却は認められません。

## 未開示資産

将来的に、SPHPP にて申告されていない資産があると判明した場合、申告漏れのあった資産は判明時点における追加の所得としてみなされ、現行の税務規則に従い所得税の課税対象となり、さらに未払税金額の 200% が加算された納税義務が生じます。

納税者が SPHPP を一度も提出せず、なおかつ 1985 年 1 月 1 日から 2015 年 12 月 31 日までの期間に取得され、かつ未申告である資産に関する情報を国税総局が発見した場合は、当該資産は発見時点における追加の所得、またはタックス・アムネ스티法の制定後最長でも 3 年以内における追加の所得としてみなされることが規定されており、現行の税務規則に従い未払税金の追徴課税と罰則の対象となります。

## 訴訟

タックス・アムネ스티法の施行に関係する全ての紛争は、税務裁判所にて提起された訴訟を通じてのみ解決することができます。

## 守秘義務

タックス・アムネ스티・プログラムで取り扱われるデータおよび関連情報は税務情報の根拠として利用されます。ただし、国税総局は、関連する納税者からの要請があった場合を除き、当該データ及び関連情報をいかなる第三者とも共有することはできません。

## 実施細則

タックス・アムネ스티の詳細な手続や財務大臣による取扱銀行の指定、投資の具体的手続、報告要件、タックス・アムネ스티法の施行権限を付与される政府担当官の詳細に関する実施細則は、別個の各所轄大臣規則にて規定される予定です。

上記の税務アップデート事項についてご質問等ございましたら、お気軽に PwC の御社担当者までご連絡ください。

### Your PwC Indonesia contacts

**Abdullah Azis**  
abdullah.azis@id.pwc.com

**Adi Poernomo**  
adi.poernomo@id.pwc.com

**Adi Pratikto**  
adi.pratikto@id.pwc.com

**Alexander Lukito**  
alexander.lukito@id.pwc.com

**Ali Widodo**  
ali.widodo@id.pwc.com

**Andrias Hendrik**  
andrias.hendrik@id.pwc.com

**Anthony J. Anderson**  
anthony.j.anderson@id.pwc.com

**Anton Manik**  
anton.a.manik@id.pwc.com

**Antonius Sanyojaya**  
antonius.sanyojaya@id.pwc.com

**Ay Tjhing Phan**  
ay.tjhing.phan@id.pwc.com

**Brian Arnold**  
brian.arnold@id.pwc.com

**Dany Karim**  
dany.karim@id.pwc.com

**Engeline Siagian**  
engeline.siagian@id.pwc.com

**Enna Budiman**  
enna.budiman@id.pwc.com

**Felix MacDonogh**  
felix.macdonogh@id.pwc.com

**Gadis Nurhidayah**  
gadis.nurhidayah@id.pwc.com

**Gerardus Mahendra**  
gerardus.mahendra@id.pwc.com

**Hanna Nggelan**  
hanna.nggelan@id.pwc.com

**Hasan Chandra**  
hasan.chandra@id.pwc.com

**Hendra Lie**  
hendra.lie@id.pwc.com

**Hyang Augustiana**  
hyang.augustiana@id.pwc.com

**Ivan Budiarnawan**  
ivan.budiarnawan@id.pwc.com

**Laksmi Djuwita**  
laksmi.djuwita@id.pwc.com

**Lukman Budiman**  
lukman.budiman@id.pwc.com

**Mardianto**  
mardianto.mardianto@id.pwc.com

**Margie Margaret**  
margie.margaret@id.pwc.com

**Otto Sumaryoto**  
otto.sumaryoto@id.pwc.com

**Parluhutan Simbolon**  
parluhutan.simbolon@id.pwc.com

**Peter Hohtoulas**  
peter.hohtoulas@id.pwc.com

**Runi Tusita**  
runi.tusita@id.pwc.com

**Ryuji Sugawara**  
ryuji.sugawara@id.pwc.com

**Soeryo Adjie**  
soeryo.adjie@id.pwc.com

**Sutrisno Ali**  
sutrisno.ali@id.pwc.com

**Suyanti Halim**  
suyanti.halim@id.pwc.com

**Tim Watson**  
tim.robert.watson@id.pwc.com

**Tjen She Siung**  
tjen.she.siung@id.pwc.com

**Turino Suyatman**  
turino.suyatman@id.pwc.com

**Yessy Anggraini**  
yessy.anggraini@id.pwc.com

**Yuliana Kurniadjaja**  
yuliana.kurniadjaja@id.pwc.com

**Yunita Wahadaniah**  
yunita.wahadaniah@id.pwc.com

 [PwC Indonesia](#)

 [PwC Indonesia](#)

[www.pwc.com/id](http://www.pwc.com/id)

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to [maria.purwaningsih@id.pwc.com](mailto:maria.purwaningsih@id.pwc.com).

**DISCLAIMER:** This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2016 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.